

○国土交通省告示第千八十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和五年十一月九日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道333号改築工事（遠軽北見道路「生田原道路2工区」）及びこれに伴う一般国道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 北海道紋別郡遠軽町生田原安国及び生田原旭野地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道333号改築工事（遠軽北見道路「生田原道路2工区」）及びこれに伴う一般国道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、北海道紋別郡遠軽町生田原安国地内から同町生田原旭野地内までの延長4.4kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事及びこれに伴う一般国道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道333号改築工事（遠軽北見道路「生田原道路2工区」）」（以下「本体事業」という。）及び本体事業の施行により遮断される一般国道の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、道路法第12条の規定に基づき本体事業を行うこととされており、また、関連事業の施行に際し必要な道路管理者の同意を得ているほか、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と

能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道333号（以下「本路線」という。）は、北海道旭川市を起点とし、北見市に至る延長約169.9kmの主要幹線道路である。

本路線が通過するオホーツク地域（北海道オホーツク総合振興局管内）は、オホーツク海に面する地理的環境から水産業が盛んな地域であり、本路線の終点部である北見市及び同市に隣接する常呂郡佐呂間町で漁獲された主要水産物であるほたてがいは、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）等を経由して、主に小樽港、苫小牧港及び石狩湾新港から首都圏や海外へ輸送されている。

しかしながら、現道は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径や車線の幅員を満たさない区間が複数存在し、正面衝突等の交通事故により通行規制が行われているほか、冬期間は路肩の堆雪により車道幅員が更に減少し、車両のすれ違いに必要な幅員が確保できていない状況にある。また、現道の周辺では、視程障害の原因となる地吹雪が発生しており、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき策定された「北海道開発局防災業務計画」に則り、平成17年11月に実施した道路防災点検によると、現道において地吹雪を要因とした災害危険箇所が1か所（延長0.4km）確認されており、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間に線形等の良好な道路が整備され、自然災害発生時などにおける現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和4年5月に同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、上記の調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるタンチョウ、天然記念物であるオジロワシ等、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるチ

ユウヒ等、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているニホンザリガニ等、準絶滅危惧として掲載されているヨタカ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているイワカゲワラビ、ノダイオウ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、イワカゲワラビ、ノダイオウ等については、一部の生育環境が消失又は改変されることから、移植を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1か所存在するが、既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。

なお、工事の実施にあたり遺構等が確認された場合は、北海道教育委員会と協議の上、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案である国道平行ルート案、短縮ルート案及び南回りルート案の3案による検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積及び移転対象物件数は中位であるものの、土工バランスが最も良く、施工性に優れていると判断されることなどから事業費が最も低く抑えられており、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は線形不良区間が存在し、交通事故により通行規制が行われているほか、視程障害の原因となる地吹雪を要因とした災害危険箇所が存しており、本件事業によりその機能を補完・代替し、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる遠軽北見道路整備促進期成会等より、上記の理由から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 北海道紋別郡遠軽町役場